

令和3年度 第1回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：令和3年7月27日（火）14時～16時

場 所：門真市役所 別館3階 第3会議室

■会議次第

1 開会

2 議題

- ① 令和2年度相談支援事業実施状況について
- ② 令和2年度障害者虐待防止法に係る対応状況について
- ③ 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等について
- ④ 令和2年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績について
- ⑤ 障害者優先調達推進法に係る令和2年度の取組状況について
- ⑥ その他

3 閉会

■配付資料

<事前配付>

会議次第

- ・協議会次第
- ・資料1-1 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス実施状況
- ・資料1-2 障がい者相談支援事業所 あん 実施状況
- ・資料1-3 門真市障がい者基幹相談支援センターえーる実施状況
- ・資料2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい福祉計画の進捗状況及び取組状況等について
- ・資料3 令和2年度 門真市障がい者地域協議会、部会開催実績
- ・資料4-1 令和2年度 障がい者優先調達額実績
- ・資料4-2 障がい者優先調達目標と実績（経年）
- ・資料4-3 令和3年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

<当日配付>

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：小寺委員（会長）、岩本委員（副会長）、小原委員、藤江委員、東野弓子委員、北本委員、白川委員、吉井委員、東野明美委員、本木委員、大北委員、中村委員、石橋委員、青木委員、須藤委員

事務局：障がい福祉課 木本課長、馬屋原課長補佐、池田課長補佐、西本副参事、池田主査

■欠席者

委員：谷掛委員

■傍聴者：0名

■議 事
開 会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今より令和3年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼して座って司会進行させていただきます。ここで委員の出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は、16名中、15名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

事務局： 続きまして、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。会議の市民への公開について提案がありましたが、何かご意見等ございますか。

事務局： 意見はありませんか、

事務局： 異議なしということで、会議につきましては公開としたところであります。市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきますが、本日は傍聴者がいませんので、早速会議に入らせていただきます。

事務局： まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日配布しております資料は、協議会委員名簿、座席表、門真市第4次障がい者計画冊子、門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画冊子でございます。

また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料は、協議会次第、資料1-1 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス実施状況、資料1-2 障がい者相談支援事業所あん実施状況、資料1-3 門真市障がい者基幹相談支援センターえーる実施状況、資料2 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等について、資料3 令和2年度門真市障がい者地域協議会、部会開催実績、資料4-1 令和2年度障がい者優先調達額実績資料、4-2 障がい者優先調達目標と実績（経年）、資料4-3 令和3年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例（抜粋）審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）門真市附属機関に関する条例（抜粋）門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）も配付いたしております。不足等がございましたら、お知らせください。過不足はございませんか。それでは会長へ議事の進行をお願いいたします。

会長： そうしましたら、お手元の次第に沿いまして議事を進めていきたいと思えます。

それでは、まず議題①令和2年度相談支援事業実施状況について、市が委託しております、門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス、門真市障がい者相談支援事業所あん、門真市障がい者基幹相談支援センターえーる、それぞれから報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

事務局： 私より、ジェイエスの令和2年度の当センターの事業報告をさせていただきます。

資料1-1をご覧ください。令和2年度は新型コロナウイルスの影響を大きく受けた年度であったと印象を持っております。相談実人数は、例年に比べて減少、支援方法においては訪問や対面での件数が減り、電話やメールでの相談が増加、相談内容においては「社会参加・余暇活動に関する支援」が減少、「家族関係・人間関係の支援」が増加しております。これらは例年と比べて変動のあった数字となっております。余暇支援事業としてこれまで毎月定期開催しておりました「働く仲間の集い」と「調理実習」は感染拡大防止の観点から開催を見合わせたこと、そしてコロナ禍により家族との時間が増えたことが「家族関係・人間関係の支援」の増加に影響を与えたのではないかと考えており、令和2年度において例年と比べ変動があった数字はコロナ禍による影響が大きいのではないかと考えております。

続いて、障害種別ごとの特徴と致しまして、まず知的障がいの男性について目立ったのが「人間関係調整に関する支援」です。家族関係・近隣住民と

の関係・友人関係などの人間関係において、本人の意思の代弁や調整時には介入などの支援もありました。

知的障がいの女性については、例年と変わらず年金申請の相談や、子育ての事、不安の傾聴などの相談が入っています。また療育手帳取得のタイミングで他機関より繋がるケースもありますが、コロナ禍の影響か例年に比べて少なかった印象です。

身体障がい者については、基幹相談支援センターより依頼を受けたケースが例年以上にありました。虐待案件や相続放棄の手続きなどになります。身体障がい者の方の相談の特徴として、ご家族や協力者がいない時に困ってしまうケースが多い傾向があります。

障がい児童については、不登校や虐待などの複合的なケースの相談内容となっており、世帯全体として関りが必要なケースとなっています。背景としては生活環境の問題、保護者が障がい者手帳を取得している等のケースも多くあり、例年同様、学校を始め様々な機関と連携しながら支援を行っています。

続きまして計画相談についてです。計画相談についてもコロナ禍による影響が大きかった年度という印象です。面談方法が訪問や来所などの対面による聞き取りから、電話での聞き取りや郵送でのやり取りに切り替えることも多くありました。

また陽性者や濃厚接触者該当者、検査対象者の情報が入った際には、その利用者の関係機関に対し情報伝達する役割も実施しておりました。それに伴い、必要に応じて計画変更による代替プランへの対応もございました。

これらの動きは個人情報への配慮、代替プランへの迅速な動きが求められる事が多く、例年になく緊張感があった年度という印象です。会議につきましても、令和2年度前半は本会議の下部会議となるいくつかの部会が中止となっております。年度後半になるとオンライン会議を導入などして再開しており、今後は新たなツールを用いての会議開催が多くなると予想されます。グループ活動においては、ピアカウンセリング活動では門真市社会福祉協議会のご依頼のもと、福祉教育を学ぶ地域の小学生へ向けて障がいの啓発活動を初めて実施致しました。障がいの日常生活を授業の中でお伝えする機会となり、小学生たちは熱心に話を聞き質問もたくさん頂きました。有意義な時間となり、このような取り組みは今後も継続して取り組んでいけたらと思っています。それ以外のグループ活動も開催数は例年より減少していますが、開催すると必ず参加者がおられ、皆さんが余暇活動を求められている事を改めて再認識しました。今後も感染予防に努めていながら開催していきたいと思っております。

全体総括と致しまして、資料にも記載しておりますが、当センターの相談業務において、「ご家族が困っているがご本人が支援を拒否されているケー

ス」、「福祉機関・医療機関と繋がらないケース」、「障がい特性により支援に繋がらないケース」など支援に繋がらないケースへのアプローチに困難さを感じております。当センターの専門性の向上はもちろんですが、これらのケースが埋もれていかないようにするためにも就学時・18歳以降・65歳以降、それぞれのライフステージにおいて途切れない支援が大切であると考えており、今後も多職種連携の重要性を感じております。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響を大きく受けた年度となりました。今後もその影響は続いていくものと思われまます。引き続きオンラインなどの新たなツールの活用、感染拡大防止・予防への配慮に努めていきたいと思ひます。福祉サービスは利用者にとってライフラインそのものであり、途切れない支援を今後も実施し、適宜相談対応していきたいと思ひております。

門真市障がい者相談シエンセンタージェイエスからは以上です。ありがとうございました。

事務局： あんより事業報告をいたします。資料は、1-2となります。ご覧ください。座って報告させていただきます。支援の数的な状況はお配りしてある通りです。

総括に移ります。まず委託相談では、昨年度はやはり新型コロナウイルス感染拡大の影響で不安を感じている方からの相談は多くありました。もちろん漠然とした不安もありましたが、通所施設に行くのが怖い、一般就労していたが就労先が休業要請を受け、収入がなく困っているという経済的なものもありました。ただ対照的に就労継続支援A型に行きたいという内容のものが例年になく多くありました。目標が一般就労だったが余儀なく就労継続支援A型という方もおられますが、施設自体が増えていることも理由にあると思われまます。それに関連し就労継続支援B型でも高額の工賃を謳っている事業所も増えており、運営法人や作業内容なども様々で利用者の選択肢が増える一方、HPやチラシ以上の情報が把握できなかつたり、短期間で辞めたりと本人と事業所をつなぐ難しさがあるように感じました。

計画相談では緊急事態宣言により、障がい福祉サービスの提供体制に変化が見られた年でした。何らかの通所制限が行われたり、ヘルパーや利用者の家族に、感染者及び疑いを含めた濃厚接触者出ることにより支援が中断することがありました。継続的な支援をどのように確保するか、不安になる利用者への心理的な対応等、新型コロナウイルスの影響は強く受けました。また、モニタリングについては感染予防の観点から、電話等による利用者本人の意向を確認の上で対面せずに行つたケースは多くありました。ただ、緊急事態宣言下でも対面での対応を希望する方、書類のやり取りは郵便になるのでそれが面倒だという方もいましたが、中には先行き不透明な状況だからこそ直接会つていろいろ聞きたいという方もいました。今後の感染拡大の状況にもよりますが、対面での支援は感染するリスクも、媒介するリスクもあるので、

本人の意向は大事ですがリモートも活用することでお互いに安全、安心して相談支援を行うことも必要だと感じています。

全体として昨年度は新型コロナウイルス感染拡大、沈静化していない緊急事態での支援という未曾有の経験の中、医療機関、福祉施設、行政関係、家族その他関係者のほぼ全てが何らかの影響を受けており、普段できることができなかつたり、そのために利用者が不利益を被つたりと避けがたい面もありました。ただ、多くの施設は感染予防をしながらサービスの提供をしています。感染予防という観点から接触を避ける、極力少なくするという一方で外部からの訪問が制限されることもあり、特に病院では入院患者への面会禁止はもとより、病院への訪問も制限があつたり、外部の支援者を含めた会議等への参加が禁止されたり、退院に向けた外出・外泊ができなかつたりと退院支援に関しては特に進めにくい部分がありました。今後の新型コロナウイルス感染拡大の動向が読めない中で、相談支援での直接的な接触をどうするか、また対面できない場合に利用者の意向をしっかりと受け止める技術や、家族及び関係機関からも聞き取れるような連携などをより意識して支援していくことが重要になると考えています。以上でございます。ありがとうございます。

事務局： はい、続きましてえーるより基幹相談の令和2年度の事業実績の報告をさせていただきます。宜しく願い致します。

資料1-3をご覧ください。資料にページのナンバーを振り忘れていました。お手元の資料の1-3に1から6ページのナンバーを入れていただけると説明が聞きやすくなるかと思えます。5ページの中段をご覧ください。令和2年度の基幹相談支援センターの業務実施状況は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、支援のあり方が大きく変化した年度となりました。

12月には当センター同法人の隣接する生活介護にて新型コロナウイルスのクラスターが発生し、同一敷地内のグループホーム内での感染が確認されたことにより、感染拡大防止の観点から当センターの相談業務を12月11日から23日まで来所や訪問による相談業務を一時的に停止し、電話相談のみの対応を行いました。12月24日からは相談受付場所を門真市保健福祉センターの門真市障がい者相談支援センタージェイ・エス内へ一時的に移し相談業務を再開しました。感染が収束したことが確認された後の令和3年1月6日から相談受付場所を従来の地域生活支援拠点ジェイ・エス内の基幹相談支援センター事務所へ戻し、通常業務を再開しました。この間は、カンファレンスや会議等への参加も自粛しています。

業務においても変化がありました。門真市障がい福祉課から発信された新型コロナウイルスの事業所での感染状況や濃厚接触者や接触者のPCR検査等の情報を、相談支援専門員へ伝達する役割を担いました。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、個人情報をも最大限に尊重しつつも正しい情報を

必要な機関へ必要な量を発信することが重要となります。当センターから相談支援専門員へ伝達した情報を元に、利用者が利用しているサービス提供事業所へ正確な情報を迅速に伝達することで現場の混乱を最小限に抑え、門真市の障がい福祉事業所内での2次感染3次感染の感染拡大を防止する目的となっています。

戻りまして1ページの(4)の支援内容をご覧ください。総相談件数は1120件となっており、詳細は配布資料の内訳等をご確認ください。相談内容の傾向として、4月から7月は「家族関係・人間関係に関する相談」と「権利擁護に関する支援の相談」の2項目が増加しており、特に「家族関係・人間関係に関する相談」が増加している結果となりました。

この間、施設では定例の行事などの取り組みを自粛していたと情報があり、日中活動以外でも定期的に移動支援を利用して休日の外出を行っていた利用者が新型コロナウイルスの影響により外出ができなくなりました。障がい者本人のストレス発散する場が少なくなったことに加えて、短期入所においても新規の受け入れを停止している事業所や、受け入れ件数を縮小している事業所があり、障がい者の在宅の時間が長くなったことで家族のレスパイトの機会が減少し、この生活スタイルの急な変化に障がい者や保護者、支援者が対応しきれない印象を受けました。これらが原因で家族間のトラブルが発生し「家族関係・人間関係に関する相談」と「権利擁護に関する支援の相談」の2項目が増加したのではないかと考えています。

その後、月を追うごとに新型コロナウイルス感染拡大の波が大きくなりましたが、下半期にはコロナ禍での生活に障がい者や保護者、支援者が少し慣れ、新しい生活スタイルに徐々に適応してきたことで、障がい者やその家族からの相談件数や相談内容は通年と同じ傾向に戻ったと感じています。相談支援専門員から基幹相談へ支援困難ケースの後方支援の協力依頼や、アドバイス等の件数において減少が見られました。急な状況の変化に対応できず、関係機関の連携が希薄となってしまったことが原因と感じています。実際に専門部会やその他の会議もほとんどが中止となり、相談支援事業所や関係機関との密な連携を取ることができない状況にあったため、上半期に減少が見られました。下半期にかけて会議は各専門部会がWebにて会議を開催するなど、新しい連携の形が構築されたことで件数が回復しています。以上、基幹相談の報告となります。

引き続き、私から令和2年度門真市障がい者虐待防止センターの事業報告をさせていただきます。資料1-3の4ページをご覧ください。

令和2年度の虐待防止センターへ虐待通報や相談があった件数が22件で、その内6件が虐待認定された件数となっています。6件ともが養護者による虐待となっており、この内の4件は2つの兄弟への虐待ケースとなっています。

相談件数の内訳を見ると今年度は養護者との間でトラブルや訴えが多く、虐待認定されたケースと虐待認定されていないケースのいずれにも新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みにより、障がい者とその家族の生活スタイルが変化したことによる影響があったと考えています。詳細は配布資料の内訳等をご確認ください。

コロナ禍の新しい生活スタイルはこれまでの生活と比べて在宅の時間が増加します。虐待認定されていないケースについても家族の見守りやサポートを関係機関と協力しつつ行い、虐待認定に至るようなトラブルにエスカレートしないような支援が求められており、そのためには当センターの連携力を活かして関係機関を巻き込み世帯全体を支える支援が重要と考えています。時期的な傾向として新型コロナウイルス感染拡大した今年度の上半期には、新型コロナウイルスの感染防止のために散歩などの外出を控えたり、一部の市外の施設での活動の停止などから、障がい者本人やその家族が自宅内で一緒にいる時間が増えたこと、世帯全体の生活リズムが変化したこと、金銭的な補償などが明確になっておらず世帯の経済的な問題など様々な要因が発生し、一時的に家族とのトラブルや虐待の疑いの通報が増えました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大は一進一退で収まる傾向はありませんが、新型コロナウイルスとの正しい付き合い方、必要以上に警戒せず新しい生活スタイルへの適応、施設の活動の再開などから虐待通報や家族間のトラブルなどの相談も通常の傾向に戻りつつあります。

ただ新型コロナウイルス感染拡大以降、相談支援専門員や施設職員、ヘルパーなどの支援者と利用者やその家族への関わりが以前と比べて薄くなってしまっている部分があると感じています。その中で表に出てきていない支援が必要なケースも多くあると考えており、早期発見早期相談のために今後も関係機関職員への周知や啓発が必要と考えています。

続いて門真市の相談支援事業全体の令和2年度の活動状況を報告させていただきます。資料1-3の2ページをご覧ください。

門真市障がい児者相談支援連絡会についてです。昨年度連絡会は感染対策を実施しながら従来の対面での会議開催を3回、Web会議を3回、計6回の会議を開催しました。門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画相談の数値目標の変更を意見具申することや、門真市の地域課題を8つまとめてサブ協議会へ提案するなどコロナ禍においても意識の高い相談支援専門員によって精力的に活動していました。

相談支援事業所数については、昨年度に引き続き今年度も一つの事業所が閉鎖しました。その事業所に勤務していた相談支援専門員は事業の継続を希望していましたが、法人として収支採算が合わず事業の継続が不可能と判断し閉鎖となったと聞いています。

指定特定相談支援事業所が1事業所撤退することで、当該事業所にてこれ

まで積み上げてきた相談支援専門員の経験やスキルが失われ、経験豊かな相談支援専門員を失うことは門真市の障がい児者にとって大きな損失となります。「相談支援専門員が辞めない」「相談支援事業所が撤退しない」ことは相談支援の質の最大の保障であり、指定特定相談支援事業所が撤退しない体制作りが大きな課題となっています。

6ページをご覧ください。門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に係る答申をしている門真市障がい者地域協議会に対して、門真市障がい児者相談支援連絡会から計画相談のモニタリング年間総回数を意見具申していた案が採用されました。採用された令和5年度の目標値は令和2年度の実績値の約1.5倍増となっており、令和3年から令和5年の3年間で徐々にモニタリング頻度を増やし、国が定めている回数に近づけていくための目標値となっています。

この目標値は相談支援専門員が利用者にとって身近な相談できる人となるため土台となると当センターは考えています。そのためには門真市内で活動する相談支援専門員数の増員が必要となります。その役割を当センターが求められています。

新型コロナウイルス関連での報告です。当センターが令和2年度に門真市障がい福祉課より発信された事業所の感染状況や濃厚接触者や接触者のPCR検査等の情報を相談支援専門員へ伝達する役割を担った中で、実際に門真市においても複数の市内の事業所での感染が確認され、感染拡大防止のために迅速に正確な情報を伝達することが求められました。その中で多くの相談支援専門員へ昼夜、休日を問わずスムーズに情報の伝達を行うことができました。この業務時間外など関係なく相互協力できた連絡体制は、これまで門真市障がい児者相談支援連絡会を通じて困難事例での協働などで積み上げてきた顔の見える関係の連携力を数年かけて強化してきた成果であり、適切かつ迅速な情報発信による安心感からサービス提供事業所間の協力体制において近隣市と大きな差が生まれたと感じています。この相談支援専門員の協力は感染拡大防止に十分な機能を発揮したと当センターでは評価しています。

これは門真市ではセルフプランがほとんどなく、相談支援専門員を希望する利用者一人一人に担当が配置されていることが大きなポイントで、正確な情報を適切にかつ迅速に相談支援専門員からサービス提供事業所へ伝達できたことが、感染拡大を最小限に食い止めることができた要因の一つだと考えています。この門真市における計画相談の相談支援専門員による作成率、相談支援専門員の連携力は高い評価ができると考えています。

このようなイレギュラーにも柔軟に対応ができる相談支援専門員の必要性は高まっていますが、相談支援事業を新設するには長期の経験年数と高い専門性のある職員の配置が必要であることに加え、経営的に事業運営が難しいことが原因で令和2年度に門真市内で新規に立ち上げた相談支援事業所はな

く、他のサービスに比べて新規参入する事業所が非常に少ない状況です。

新型コロナウイルスの終息の目途がついていない中、当事者や家族に対して、支援者の関わりが希薄化することによる孤立化が問題視されています。そのような問題に対して早期発見、早期支援開始していくには関係機関の連携強化ができる相談支援専門員の存在が重要だと考えています。相談支援体制の維持、充実のために各サービス提供事業所や他分野の事業所への指定特定相談支援事業への新規参入への働きかけを門真市障がい児者相談支援連絡会と基幹相談にて今後も継続していく予定です。以上が門真市全体の相談支援の報告となります。

事務局： いま、3事業所がご説明して頂いた内容ですが、議題1実施状況虐待防止法に係る対応状況について、2つまとめてご報告させていただいた形となります。よろしくお願い致します。

会長： ただいまの相談支援事業所からのご報告と、議題2で予定しております令和2年度障害者虐待防止法に係る対応状況についてご説明をいただきましたが、この件に関しまして委員の皆様、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。はい、どうぞ。

A 委員： 障害者虐待防止センターの取り組みについてご質問します。相談とか通報が22件、そのうち虐待認定されたのが6件、実質4家庭の状況だと思うのですが、これは陽性率というのか、PCR検査のように何人検査を実施して何人陽性反応が出たみたいな数字だと思うのですが、22分の6という数字は高いのでしょうか、低いのでしょうかね。市民の方がたくさん通報したり、相談したりすれば分母がどんどん大きくなっていくわけですよね。その分母が少なくなってくると相談しにくい、通報しにくいということを表すことになると思いますし、もちろん分母が大きいと偽陰性みたいな人もでてくる。偽陰性ではないか。本当は虐待疑い、虐待ではないけれども疑われてしまったご家族、親御さんであったりご兄弟であったりとか、すると児童虐待にしても障がい者虐待にしても疑われたご家族の負担は強いですよね。周囲からもそのような目で見られたりとか、それに対するフォローとかが非常に多く必要になってくる。通報しやすい、相談しやすいことが必ずしも良いとは限らないですけれども、他市とか児童などの虐待と比較して22分の6の数字が大きいのか小さいのか、それらと比較したデータはないのでしょうか。

事務局： データの比較したことはありません。次回の協議会にて報告できるように調整させていただきたいと思っています。ただ事業所虐待の方は非常に分母の数が多いと聞いています。虐待の22分の6の比率は比較的に高い数字と印象を受けていることが一つと、この22分の6の数字の6件、言い換えると16件が虐待認定されなかったケースになっていますが、この16件についても何らかの生活のしづらさがある虐待疑いの通報の対象となった形となっております。障がい者虐待の支援の特徴としまして、養護者による虐待に関しては

虐待者である養護者も守る、養護者への支援がしっかり明記されています。虐待を行った養護者に対して虐待を行ってことをペナルティーとするのではなく、なぜ虐待を行うまで追い詰められてしまったのか、その追い詰められてしまった原因に対して支援者全員で家族をサポートする支援を障がい者虐待では実施しています。この支援を虐待認定されなかった16件に対しても実施しています。そのサポートの中でエスカレートして虐待認定に至らないように支援できる体制を構築しています。

中には親御さんが何からの精神疾患をお持ちで、虐待として介入することで世帯を維持できなくなるケース等もありますので、虐待通報があったとしても虐待としてかかわるのではなく、世帯をサポートするといった形で支援に入って、虐待者を担当する医療、被虐待者である障がい者を支援する福祉、それらが連携して協力体制を作りながら世帯を支えるといった形で支援を行っています。質問の答えになったかは微妙ですが、極力虐待者への負担がないように介入し世帯を支える形の支援を行っています。

A 委員： ありがとうございます。今後とも頑張ってください。

会長： はい、他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

L 委員： 失礼します。今のえーるさんの養護者を支えて下さる所はすごく安心できるサポート体制があるのだなとは思ったのですが、実際具体的にどういう体制でどんなふうに養護者をサポートしていくような関係機関づくりをされているのか、私たちに分かるように教えていただいてもいいですか。

事務局： はい、関係機関づくりという所の部分で今おっしゃった所で一つのケースを上げて説明をさせていただきます。虐待者被虐待者という部分でポイントとなることは、虐待をしてしまったのが親御さんであったり親族だったりする養護者虐待の場合、養護者のサポートをどのように体制を作っていくかがポイントだと思います。

一つのケースでは、やはり医療という機関を上手く巻き込んでいく。虐待という形になっていますので個人情報などの部分など色々問題はあってもいいかもしれませんが、虐待者の支援者となりうる医療的な機関に行政や当センターの方からアプローチをさせていただいて、世帯に対して虐待の対応が必要で、虐待者への支援が必要だということを伝えて、個人情報の枠を超えて医療の連携を実施して、被虐待者に対しての支援を世帯から組み立てていくケースもありました。

それ以外のケースであっても虐待者に対して、当センターが虐待防止センターとして実際の支援に関わって、支援として要保護者の方に対して虐待という所の部分でなく世帯を支えるという所で、こういうサービスを使いましょう、こういう支援がありますといった所の部分で世帯を支える人間をどんどん増やしていく形をとっています。

具体的には、生活保護という場合ももちろんあると思いますし、医療とい

う所もあるかもしれませんが、社協さんとの連携したケースもあります。様々な機関と連携することで世帯を支えるといった所で、当センターは基幹相談として連携を非常に重要視している所であります。以上です。

L 委員： 時間もありますので手短にお話を聞きたいと思いますが、今回当会の方から虐待通報を近所の方からされたということがあって、親御さんが非常に心痛めました。そこで結局家庭訪問が一回あっただけで、関係機関の会議が何もなかったと聞いているのです。2件とも。ということは、虐待認定まで至らなかったのですが、近所から通報を受けているという、どの人が一体通報したのだろうという所で大きな声を出されたら困ってしまうということで、どうして生活したらいいのか分からないというような当会に相談を受けているのです。そういう虐待に至った人に対しては、多分何かの方策を取られているのだろうと思うのですが、この分母の一番下でただ通報があって家に訪問したら特に何もなくて、育て方が難しい人だったのですねと終わってしまった人に対しての養護者への支援が行き届いていないと感じています。その一番しんどい虐待の種なのか芽なのか分からないような養護者支援を私たちは求めている、それが大きな虐待に繋がらないようにという思いでいます。虐待防止法なので、虐待が見つかって発覚した人を後追いで手立てをしていくのではなくて、本当にその今種であったり苦しい家庭で困っている人たちを訪問だけではなくて、やはり何かあって通報があるのだから通報を受けないようにするにはどうしたらいいのかという所を一緒に考えていただけるような手立てがほしいと思っています。よろしくお願いします。

会長： よろしく申し上げます。その件で私の方から1点ね。虐待に関しては、一番最初にできたのは児童虐待防止法ですわね。その後できたのは、高齢者虐待防止法、最後にできたのは障がい者虐待防止法という、それぞれの分野があるわけですね。その時例えば今問題になっているのが、8050問題というのがね。障がい者の方が高齢者の方を虐待する、その逆もありうるわけですが、そういう高齢者虐待と障がい者虐待が重なるような問題や、児童の問題もあります。その辺りがね、児童福祉法と障がい者虐待防止法と高齢者虐待防止法と繋がっている所のケース何かはあるのですかね。今かなり重層的な相談体制の構築みたいな事を言われてますね。断らない相談みたいな体制を作っていくことで、かなり手上げ方式やけども大阪府下でもいろいろな市町村がしています。まあ北河内はないですけど。そういうようないわゆる枠にとられないような体制などは考えておられるのかとか、そういうケースはあるのか、いかがでしょうか。

事務局： はい、実際に地域福祉計画の方でよく制度の狭間を超えたアウトリーチをという形でお話しされているかと思います。そこのお話以外の所の部分でも制度の枠を超えた部分、児童だったり高齢の方との連携は非常に重要だという所で、相談支援連絡会の方でもコロナ禍での実施はできていなかったの

すけど、以前では高齢者とのケアマネさんとの合同連絡会であったりとか、ケアマネさんとの合同研修会というのを実施していたりとか、児童との連携という部分で児童発達通所事業所連絡会との合同連絡会の実施がありました。直近で言うと、8月17日にはその児童発達支援通所事業所連絡会の事業所と相談支援連絡会の相談支援専門員と学校の先生との交流会を予定するなど、制度として枠を超えるではなしに、支援機関との連携の中で枠を超えられる相談しやすい環境を作ることに取り組んでいるという形になっております。いまL委員からの方のお話をいただいたケース、このケースは児童になりますかね。その部分で感じたことがあります。そのような形で連携はしているのですが、児童の虐待となると子育て支援課が通報を受けて対応したのち、その後実際にサービスの提供の話が出てきたのちに、障がいサービスの提供となっています。そこの児童と障がい福祉の連携の不十分さがあって、私共の方へ情報として入ってきなかったが故にサポート体制が取れてなかったのかなというふうに感じられました。やはりそこの部分は私共の落ち度と言えるかと思いません。児童の分野に関しましても、児童の虐待通報だけでなく児童の虐待通報疑いのケースに関しましても、情報の連携であったり、連絡を取り合える環境を作っていく必要があると感じられました。今後とも、連携をしっかりとしていこうと思います。どうも、ありがとうございます。

L委員： なんとかね、よろしくお願いします。

会長： よろしくお願ひしたいと思ひます。他、ございませんでしようか。よろしいでしようかね。

事務局： （『B 委員からの事前質問』）資料1-1、ジェイエスの方が説明された資料について質問させていただきます。ご家族や協力者がいない時に困ってしまうケースが多い傾向にあるとありますが、何か対策を考えておられるでしょうか。対策があるようでしたら、お聞きさせていただけたらと思ひます。2つめです。同じ資料1-1についてです。福祉教育を学ぶ地域の小学生に向けて障がい者の啓発活動を初めて実施したとありますが、小学生の学ぶ機会が大切だと思ひます。地域で障がいのある人が一緒に生活できることに繋がればと思ひております。事業所一時閉鎖による代替プランの代用において苦慮した印象とありますが、これまでにないツールを活用しながら、また感染拡大に配慮しながら相談対応されることは本当に大変なことと思ひます。皆様の知恵を集めて障がい者の居場所などを考えていただけたらと大変嬉しく思ひます。

事務局： ご質問ありがとうございます。まずご家族や協力者がいない時に困ってしまうケースが多いところでの回答ですが、このようなケースについては比較的一人暮らしをされている方が多いです。サービス等利用計画で関りのある方についてはモニタリング時でお会ひした時に困りごとをお聞きするようになっています。またそれ以外では普段からメールや電話なのでやり取りする機会も

あります。「困った時に相談してみようかな」と思ってもらえる存在になることを意識して普段関わっています。そのためには困った時に思い浮かべてもらう必要がありますので、モニタリングはもちろん、グループ活動などで定期的に顔を合わせる機会を作るよう心掛けております。また、当センターを知ってもらうためには周知はこれからも必要だと感じております。昨年度、民生委員様の研修会に参加し当センターの紹介をさせて頂きました。このような活動など周知活動を積み重ねていきたいと思っています。

続きまして2つ目の質問に対する回答です。小学生へ向けた啓発活動ができたことは当センターとしても大変有意義な時間となりました。ピアカウンセラーが講師となり当事者本人がお伝えできる機会になったことで、より身近に感じてもらえたのではないかと考えています。今後も啓発活動に努めていきたいと思っています。

コロナ禍により今後も事業所閉所などという事態があるかもしれません。代替プランの対応は関係機関の協力があつてこそなので、今後も連携は大切にしていきたいと思います。グループ活動においても、感染拡大に配慮しながら開催し、活動そのものを楽しんでいただくことに合わせて、定期的に顔を合わす機会を作ることも大事にしたいと思っています。以上です。

事務局：（『B 委員からの事前質問』）質問させていただきます。資料1-2について、利用者本人の意向を確認の上で対面せずにモニタリングをしたケースが多かったとありますが、対面とリモートの障がい者の方の不安は、どのようなことがあるのでしょうか。もしその不安が解決できれば、リモート活用がもっとできるようになり、移動時間等の短縮にもつながると思います。

事務局： はい、リモートに関しては、障害特性上相手の表情や状況を想像しにくい、自分のことも限られた状況の中でうまく伝えられない部分での不安感の訴えが多いです。対面で相手の表情を見ながら会話することで、話を聞いてもらえる安心感や受け入れてもらえる満足感を得ている利用者さんが多い結果かと思っています。

また書類のやり取りも郵送になりますので、本来であればその場で署名してしまえば終わることを署名後返送するということに対して忘れてしまったらどうしよう、調子が悪くてなかなか郵便を出しに行くことができない、外出ついでに出しに行くにはポストが近くにない、どこにポストがあるのかわからない等少し手間がかかってしまうことも不安に感じてしまう理由になっています。このリモートの活用に関しては昨年度の社会情勢上急遽行いましたので、不安感の方が強かったかもしれませんが、今後この方法が浸透していけば、不安感が和らぐ方やリモートを選択される利用者さんもおられるかもしれないと感じています。この質問に対しては以上です。

先ほどの虐待に関して少し述べさせていただきます。精神障がいのある方の支援を私どももさせていただいているのですけれど、年に何回かあるのが、親

御さん、特にお母様が多いですけれども鬱であったりアルコール依存であったり、虐待の中でもネグレクトですね。そのことで小学生や中学生のお子さんに対しての虐待が疑われて市や府の児童関係の方が介入されていると、その中でどのように家庭を支援していこうかという方針を考える中で、お母さんの精神障がいに対する医療あるいは福祉面での支援、お子さんへの支援というのを一緒に検討したりすることが年に何回かあります。その場合ケア会議を開催するのですが、医療あるいは児童関係などそれぞれ立場が違っていることで一体化できれば良いかもしれませんが、やり方の違いであったり情報の持ち方や共有がなかなか難しい場合があります。そのあたりが今後の課題なのかなと思います。すみません、少し追加させていただきました。

事務局：（『B 委員からの事前質問』）基幹の方に意見です。利用者が外出できなくなったことで、ストレス発散する場が少なくなったことに加えて、家族のレスパイトの機会が減少しています。新型コロナウイルスの感染防止目的の日中活動や余暇支援の活動制限のしわ寄せが居宅の部分である家族やグループホームへ負担が集中しているような傾向となっておりありますが、日中活動の制限等により、家庭での本人・家族のしんどさがよく伝わります。またそれを避けるため、関係機関が頑張ってくださっていると思います。また、門真市障がい児者相談支援連絡会を通じて困難事例での協働などで積み上げてきた顔の見える関係の連携力を数年かけて強化してきた成果とありますが、顔の見える関係が作れていることはお互いに相談しやすく、いい関係ができていると思います。引き続きこの関係が続けばよいと思います。

事務局： はい、1つ目の質問です。外出のレスパイトの部分ですね。新型コロナウイルス感染拡大の第3波では、門真市の障がい福祉施設においても新型コロナウイルスの感染が複数見られました。この令和2年1月以降のコロナ禍において門真市に接する市や政令指定都市では複数の通所施設が閉所する中で、門真市内の通所施設は閉所を必要最小限に止め、感染が確認された状況であっても閉所を最小限に止めていました。緊急事態宣言中においても十分な感染対策を実施したうえで開所を継続していました。市内で一部閉所した施設もあると聞いていますが、閉所を実施した施設においても施設職員による自宅訪問を実施するなど、施設の支援体制に関してはコロナ禍の緊急事態宣言中でも高く評価できると考えています。

移動支援も変更が可能な場合は、外出先を公園など野外に変更し対応したと聞いています。一部の利用者で外出がこだわりとなっているケースでは、様々な工夫で支援を継続したケースもあったと相談支援専門員から聞いています。このように様々な工夫をしているものの、最終的に住まいの場所であるグループホームや家族へ負担が集中してしまったという印象です。本人ニーズに加えて家族のレスパイトの視点も大切にしたモニタリングを、今後相談支援専門員として心がけていきたいと考えています。

2つ目が顔の見える連携に関する部分です。この地域協議会の本会、サブ協議会、専門部会に守口保健所から多くの職員の方が参加して頂いています。その他にも本会委員が所属している機関や団体からもサブ協議会、専門部会へ参加して頂いています。

門真市障がい児者相談支援連絡会を含めて、機関連携の推進力の要は各専門部会だと私は考えています。会議そのものも大切ですが、会議を行うことで生まれる協働、連携が大切だと実感しています。初めは小さな連携の芽かもしれませんが、ケースのチームの一員として協働することの積み重ねが連携を育て、支援困難ケースや制度の狭間の対象者やグレーゾーンの支援での協働の支援体制になっていると考えています。お互いが一歩出て、言い方が変わかもしれませんが少し無理することで出来る支援を継続して協力し合える関係、この相互協力の関係は精神障がい者にも対応した地域包括システムの三層構造の会議である地域移行地域定着支援会議であったり、守口保健所管内精神保健医療福祉連携会議での連携も今後の大きなポイントだと考えています。引き続きこの関係性の継続と、更なる連携の輪が拡大していくよう基幹相談として当センターが連携の扇の要の役割を担えるよう努力していこうと考えています。以上です。

会長： はい、よろしいでしょうか。そうしましたら他はないですかね。よろしいでしょうかね。そうしましたら議題の1と2が一応終わりましたので、議題3へ移りたいと思います。

門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： それでは私より、議題③門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。それでは資料2の1ページをご覧ください。

左側の上の表は、居宅介護サービスの、身体・知的・精神・児童の障がい種別ごとの利用者数の見込み量と実績値、対見込率をまとめており、その下の表は、同じく居宅介護サービスの、障がい種別ごとの利用時間数の見込み量と実績値、対見込率をまとめたものです。以降も同様にサービスの種類ごとに利用者数の見込み量や実績値、そして利用時間数または利用日数の見込み量や実績値について表にまとめています。右側に記載のコメントは、サービスの内容の説明とともに、利用者の推移、利用時間数または利用日数の推移や傾向について記載しています。

そして、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画は、平成30年度から令和2年度までの計画となっておりますが、推移の参考として令和3年度の見込量についても記載しております。特に、利用ニーズの高いサービス、また見込み量に対して増減の見られるサービスについて、コメントを記載していますので、ご確認いただきたいと思います。ご説明につきまして

は、主だった動きがあったサービスを中心に説明させていただきます。

まず、3ページと4ページをご覧ください。同行援護、行動援護です。利用時間数について、令和元年度と令和2年度と比べ減少しています。これは、新型コロナウイルスの影響で外出を控えた利用者が多かったことが要因と思われる。次に6ページをご覧ください。短期入所です。身体障がいのある人、知的障がいのある人、障がいのある子どもの利用者数は、事業所が新型コロナウイルス感染対策の影響で利用の受け入れが難しい場合や長期間の利用が難しい場合もあり、利用者数、利用日数が減少したと思われます。精神障がいのある人については、病院からの退院後に地域の生活を見据えて短期入所を利用するケースが数件あり、利用者数・利用日数が増加しております。次に8ページ、9ページをご覧ください。就労移行支援と就労継続支援A型です。就労移行支援と就労継続支援A型を比較したところ、就労移行支援は、就労継続支援A型の利用者数の増加と反して、利用者数、利用日数ともに減少しています。これは、就労移行支援は実習などを通して、就労に必要な知識及び能力の向上を行っていますが、就労継続支援A型は雇用契約を結び最低賃金を得られる場合が多く就労経験を積み、一般就労を目指す利用者が増えたためと考えられます。次に1-1ページをご覧ください。共同生活援助、いわゆるグループホームです。利用者数は、特に、知的障がいのある人の伸びは著しく、近隣市含めグループホームの事業所の設立が多く見られ、体験利用を希望される方も増えたものと思われます。次に、12ページをご覧ください。計画相談支援です。サービス等利用計画の作成・モニタリングの頻度等について見直しを行いながら、計画相談支援の利用が進むように取り組んでいくため、かなり大きく利用見込み量を設定していましたが、減少している子どもを除き見込量をすでに上回っています。全体でみる伸びも大きく、新規で福祉サービスを利用する件数も多くも見込まれるため計画相談支援事業所が新規開設されても依然として相談支援専門員が不足する要因となっています。次に、14ページをご覧ください。移動支援事業です。令和2年度の利用者数及び利用時間数は、新型コロナウイルスの感染の予防のため外出を控える利用者、また、目的地が新型コロナウイルスの感染拡大の防止のために閉鎖されており利用できなかったなどがあったため、実績値が減少したと思われます。今後も、新型コロナウイルスの感染状況により利用者数、利用時間数の変動があると考えられます。次に、16ページをご覧ください。放課後等デイサービスです。放課後等デイサービスの利用者数、利用日数ともに1.2倍増加している。今後の利用者数及び利用日数については、支援学校の子どものほぼ利用している現状と支援学級の在籍数の増加に伴い利用者数及び利用日数の伸びを見込んでいます。次に、その下の表をご覧ください。保育所等訪問支援です。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染防止に基づく緊急事態宣言や感染者が出たため、学校、学級閉鎖等で支援が出来なかった

ことなどもあり、利用者数が減少しています。次に、17 ページをご覧ください。障がい児相談支援です。このサービスは、児童発達支援・放課後等デイサービス等のサービスを利用する場合に、作成するサービス利用計画であるため、児童通所支援の利用数の伸びと同様に、利用者数は著しい伸びを示し見込量を上回っています。今後も新規利用者を含めたサービス等利用計画の作成を継続して推進していくため、利用者数の伸びを見込んでいます。次に、18 ページをご覧ください。第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画における成果目標としましては、表に記載している通りでございます。本年度から令和5年度まで、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の計画期間となっております。今後、計画達成を目指し、関係機関などと協議し、進めてまいりたいと思います。以上で、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等についての説明を終わります。

会長： ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

L委員： 前回は申し上げあげたと思うのですが、福祉サービスを使うに当たり、100%の相談支援事業所の対応という門真市の取り組みはとても素晴らしいと思います。しかし、利用者の数と事業者の数の矛盾がある以上、しっかりとした手立てができる保護者に関してはセルフプランありきで、困った家庭に手厚く支援をするべきではないでしょうか。また、新しくサービスを利用する方がなぜ相談支援事業所が必要なのか、全く分からないままで利用されているので、相談支援事業所が福祉の取り組み、システムの取り組みを利用するためのものであって、自分が相談する場所であるということが理解できていない方がいらっしゃるように思われます。当初の相談支援事業所が立ち上がった頃の取り組みは、計画相談の周知のために非常に丁寧な説明や研修がありました。しかし、今はわかっているだろうというような流れで、子どもに障がいがあり、放課後等デイサービスなど新しく福祉サービスを受ける時に、どうして相談支援事業所が来られるのかが分からず、全くその意味を理解されていない人が沢山います。そのような社会状況の中で、100%の計画相談を貫いていくことがこの門真市において正しいことなのか疑問です。それよりは今コロナで私の子どもはショートステイを180日使っていたのに使えなくなっています。私は仕事をしているけれども、子どもが家でご飯を待っているのに、仕事を残して帰らないといけない。残業の山になりますが、そのまま仕事を置いておくと次の日に困るので、結局仕事を自宅に持ち帰り、子どもを片手間に見ながら仕事をする事になります。私の子どもは8月で37歳になるのですが、子どもと一緒に過ごしていると、幼稚園の子どもがいるような生活になってしまうのです。受給者証の発行はされていて、サービスは支給されていますが、使えるところがなくなってしまっているのです。移動支援も電車に乗ってはいけませんというので、この暑い時期に電車に乗れ

なければどこに行けばいいのでしょうか。子どもは行きたいと希望しているけれど、行く場所がなくなってしまっています。障がいのある人たちは今までの暮らしを続けたいと思っているけれど、使えるサービスがない状態です。私たち当事者にとっては、相談支援事業所がないことよりもサービスがないことのほうが非常に困ることになります。相談支援事業所が増えることももちろん大事だけれど、一つの事業所が使えなくなった時には、別の使える事業所が複数あるような状況を私たちは求めています。今コロナ禍の中で、本当に親は苦しく、我慢を強いられています。皆さんもしんどい中で暮らしておられると思いますが、本当に障害者・児を抱えている家庭は非常に困難な中、暮らしていると思います。そのような現状を鑑みて、相談支援事業所も大事だけでも暮らしを支えるサービスを増やすためにはどうしたらいいのかということもこの協議会で検討してほしいと思っています。よろしくお願いします。

会長： さまざまな課題があると思うのですが、それをできるだけ具体化していく、施策化に結び付けていく議論をこの会議の中でもぜひやっていきたいと思っています。他に意見はございますか。よろしいでしょうか。

事務局： コロナのことで状況が一変していることもありますし、おっしゃっているようになぜ計画相談をこの方に付けないといけないのか、ご本人にも納得していただいて進める必要があります。また、計画相談の周知・理解の必要性、質の問題など、様々な課題があります。サービスを希望しているのに使えないものに対しては使えるようにどうしたらいいのかについては、検討の必要性があると考えています。

会長： 他に意見はございますか。よろしいでしょうか。

会長： それでは、議題④ 令和2年度門真市障がい者地域協議会部会開催実績について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： それでは私より、議題④ 令和2年度門真市障がい者地域協議会部の開催実績についてご説明いたします。資料3をご覧ください。本市には、本協議会をはじめするサブ協議会を取り巻く7つの部会があり、それぞれに年度ごとにテーマを決めて会議を開催しております。通例であれば、会議ごとに開催時期、開催回数も異なっており、毎月あるいは2か月に1回程度の開催が多く、会議テーマが多岐にわたる部会では、年20回になる部会もあります。各部会の会議テーマと今後の課題、会議参画機関につきましては、資料をご覧ください。これらの部会を開催している中で、令和2年度の本協議会部会での特徴的な活動内容としましては、年度を通して、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言の発令や感染防止対策を講じた上で会議の開催を行わなければいけないなど様々な制約の中、会議の開催そのものをどのように行っていくのかが大きな課題となっていた部会がほとんどでした。新型コロナウイ

ルスの感染がいつ、どのように終息していくか見えない中での活動となっております。そのため、書面開催、オンライン会議などを行い、現在もコロナ禍の中でも活動できる方法を模索しているところでございます。今後も新型コロナウイルス感染の状況を鑑みながら活動を行ってまいりたいと思っております。

会長： ありがとうございます。コロナ禍でいろいろ部会が苦勞されていて、書面開催、リモート開催など積極的にされているということですね。ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

最後に、議題⑤、障害者優先調達推進法に係る令和2年度の取組状況について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： それでは、私より、議題⑤、障害者優先調達推進法に係る令和2年度の取組状況について、ご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。障害者優先調達推進法につきましては、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを目的とし、平成25年4月1日に施行されております。

令和2年度の調達実績につきましては、資料4-1の通り、物品については、庁内10課から市内5施設に対し、エコバック、ゴミ袋、ポケットティッシュ等の発注を行った結果、物品は3,870,531円、役務は庁内2課から市内2施設、市外1施設に対し、国勢調査関連業務、街並み美化推進業務等として5,176,146円の実績を上げております。また、平成25年の法施行からの目標と実績につきましては、資料4-2のとおりとなっております。物品、役務ともに目標を上回ることができました。なお、障害者優先調達推進法第6条におきまして、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成が義務づけられておりますことから、資料4-3のとおり、令和3年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を令和3年5月28日に制定し、同日より市HPにて公表を行っております。令和3年度につきましては、調達目標として、物品は97万8千円、役務は337万4千円と設定しており、物品につきましては、現時点におきまして、産業振興課にて、シール貼、チラシ挟み込み、教育総務課、保育幼稚園課、環境政策課にてゴミ袋の発注等、役務につきましては、環境政策課にて市内全域での違法屋外広告物簡易除却及び清掃活動、産業振興課において消費生活センター清掃業務が予定されております。今後につきましても、3年度の調達目標の達成に向けまして、障がい者就労施設等と一層連携を密にするとともに、庁内における制度趣旨の周知徹底を図り、全庁的に物品等の発注拡大に取り組んでいきたいと考えております。

障害者優先調達推進法に係る令和2年度の取組状況についての説明は、以上

でございます。

会長： ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

E 委員： 令和2年度優先調達の実績で書かれている一般社団法人ビーコムサポートは私が存じあげていないだけかもしれませんが、大阪市内の事業所ですよ？これは門真市内の事業所に頼むという選択肢はなかったのでしょうか？優先調達は自治体の、門真市であれば門真市の事業所に頼んだほうが優先調達としては法律にのっとっている感じがしたので。

事務局： 一般社団法人ビーコムサポートについては、いわゆる一般競争入札をやりまして、一般社団法人ビーコムサポートに落ちたということです。本来は、おっしゃったように優先調達の場合、門真市内の業者優先ということなのですが、入札でこうなったということです。

E 委員： ということは、いつも優先調達の形で門真市障害福祉を考える会に話が回ってきてるのではなく、いわゆる一般業者と同じような感じでされたということですか？

事務局： 通常入札をする時については、優先調達という概念ではなく、普通にこういう事業ということで入札させてもらって、その時に大阪市の団体さんに落ちたということです。

A 委員： それだったら、これに挙げているのはおかしいのでは。たまたまそうであって、優先じゃないですね。

会長： それは、制度的にはおかしいかなという感じがしますね。これまではなかったのですかね？

事務局： これまでは随意契約で考える会にお願いしているのが通常で、今回は入札という形で、おっしゃるようにたまたまと言いますか、入札した業者が障がい者施設になりましたので。

A 委員： 入札自体は悪いことだと思わないですが、でもこの優先調達というところに挙げるとするのはちょっと間違いではないかなと思います。

A 委員： それであれば、名刺だってもっと安い業者があるかもしれないじゃないですか、市の財政的には安い業者さんに頼んだほうがいいけれど優先調達というのは、お金がどうこうではなく、市内の障害者施設に委託しようということですよ。別にこの大阪市内の業者に頼むのは別に悪いことではないけれど、ここにデータとして挙げるのが間違いかなと。

事務局： その点については、調整させてもらって、訂正するのであれば訂正させていただきますので、ちょっとお時間をください。

会長： よろしくお願いたします。

E 委員： もう一点ですが、物品の目標ですね、令和元年度から令和2年度にかけて200万円下がっているのは、確か乾パンなどの物品と聞いていたのですが、令和2年度から令和3年度にかけても200万円下がっているのはやはり国勢調査のことかなと思うのですが。今年は国勢調査がないので、その分を抜いておられる

のかなと思っています。

事務局：今回は、国勢調査の枠が大きかったので、その枠が200万ぐらいになります。

E委員： その下がってしまったものをそのまま下がったままにしておいて、それを上げるつもりはないということ捉えていいのでしょうか？国勢調査以外のものは入れるのはないかなという感じの目標でこのままいいのでしょうか。

事務局：今のところ各課の令和3年度の予定を集約してこの目標・方針を立てていますので、この目標をこれ以上変更することはなかなか難しいです。今年度の方針を変えることは難しく、今年度はこのまま行く予定ですが、例年予算時期には各課に依頼をかけて協力を仰いでいるので、来年度も同様に取り組む予定です。

E委員： わかりました。仕事を色々頂いていてとてもありがたいです。令和4年度に期待しています。

会長： それでは、議題⑥ その他について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局：資料はありませんが、保健福祉センター1Fふれあいコーナーの利用を提供する団体等の選定について、来年度の方向性について確認させていただきます。門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーを障がい児（者）と市民との交流を図ることを目的として、今年度は、昨年度に引続き、門真市手をつなぐ育成会に事業を実施していただいております。前々年度に公募にて応募いただき、昨年度より事業実施していただいております。本来は昨年度に再度公募をする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に活動することができなかった状況を踏まえ、門真市障がい者地域協議会の承認を得て、引き続きNPO法人門真市手をつなぐ育成会に事業実施をお願いしたところです。今年度につきましても、4月25日に緊急事態宣言が発令され、約2カ月間、市の公共施設等を閉館し、ふれあいコーナーについても閉所することとなり、活動していただけない状況となりました。少し早いのですが、年度当初から活動していただけない状況となっておりますことから、事務局としましては、来年度についても、引き続き門真市手をつなぐ育成会に事業実施をお願いしたいと考えております。

その方向で問題なければ、次回第2回の地域協議会で門真市手をつなぐ育成会より、来年度の実施スケジュール及び今年度の取組について、報告いただき、委員のみなさまのご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

会長： ここまでの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

C委員： 社協の事務所はふれあいコーナーの横にあります。昨年度に続き今年度も緊急事態宣言があり、保健センター自体が使えない時期が続いており、ふれあいコーナーも閉めざるを得ない状態が続いています。その中でも昨年度育成会の方が研修や映画上映会をされ、社協も一緒に取り組むこともありました。今日の議論の中で、ジェイエスさんの小学校での福祉教育の取り組みの発表が

されましたが、社協も昨年度コロナの状況下でありましたが、門真市内の小学校に29回障がいのある当事者の方や支援団体の方と一緒にいかせてもらって、子どもたち向けに福祉教育を行いました。一方、大人向けの精神障がいの方の理解促進事業は15年以上前から社協、障がい福祉課、市内の考える会の皆さんと一緒に取り組んでいます。

コロナの状況下で、障がいをお持ちの方が地域で生活している場面を地域の方が見ることが非常に難しくなっていて、そのことが障がい者の理解を広めていくことにつながりにくい結果となっていると思っています。社協に新たに相談に来られたり、コロナのワクチン接種に来られるなど、これまで福祉に関心がなかった方も保健センターに足を向ける機会が増えています。その保健センターの1階の入り口にふれあいコーナーがあり、その場所が育成会の方やこの協議会の方が運営することで、福祉に関心のない人が障がいについて目に触れるきっかけになればと感じました。

今日の会議の冒頭であがった虐待の通報について、本当は障がい者の虐待を防ぐための通報であるけれど、障がい者の特性を市民の方が理解されていないため、間違った通報がされて当事者の方が傷ついてしまうことがあります。このふれあいコーナーが子どもたちだけでなく、地域社会で住民の方に障害者のことや家族のこと、障がい特性のこと、医療的なことを発信できる場になればと思っています。育成会の方だけでなく、社協もできるだけサポートするつもりでいますし、今後も障がいのある方が情報発信できる場として続けていただければと思っています。

会長： 本来は公募という形になると思うのですが、更新ということでお願いしたいと思っています。ありがとうございます。それでは、今後の会議の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 第2回目の本協議会は、来年2月中を予定しております。12月から1月にかけて日程調整をさせていただき予定にしておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

会長： ご質問等ございませんでしょうか。

会長： それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

